

防衛医科大学校達第4号

動物実験施設の運営に関する達を次のとおり定める。

昭和54年4月4日

防衛医科大学校長 加 納 保 之

動物実験施設の運営に関する達

改正 平成19年 3月28日達第 5号
平成23年12月27日達第 5号

(趣旨)

第1条 この達は、医学教育部における動物実験施設（以下「動物施設」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(動物施設の目的)

第2条 動物施設は、共同利用施設とし、動物実験に関する教育訓練を実施するため、次に掲げる業務を行うことを目的とする。

- (1) 医学に必要な動物実験
- (2) 実験用動物の飼育管理
- (3) 実験用動物の研究及び育成
- (4) 医学に必要な放射性同位元素に関する基礎的及び応用的研究
- (5) その他防衛医科大学校長（以下「学校長」という。）が必要と認める事項

(職務)

第3条 動物実験施設長（以下「施設長」という。）は教授をもって充て、動物施設の事務を掌理する。

- 2 准教授は、施設長を助け、施設長に事故があるとき、又は施設長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 実験動物専門官は、施設長の命を受け、実験動物の飼育及び管理に関する業務に従事する。

(動物実験施設運営委員会の設置)

第4条 動物施設に関する基本的事項を審議するため、学校長の諮問機関として動物実験施設運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

第5条 委員会は、委員長及び次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 動物施設の教官
 - (2) 放射線取扱主任者
 - (3) 実験動物専門官
 - (4) 前各号に掲げる者のほか、教官のうちから学校長の指名する者
- 2 前項第4号の委員の任期は2年とし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前

任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員長は、施設長をもって充てる。

(審議事項)

第6条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 動物施設の管理及び運営の基本的事項に関すること。

(2) その他動物施設に関すること。

(会議)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その審議を主宰する。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を審議することができない。

3 委員長は、必要に応じ委員会に委員以外の教官を出席させ、又は部外の学識経験者の出席を要請し意見を求めることができる。

(委任規定)

第8条 この達に定めるもののほか、動物施設の管理及び運営に関し必要な際細部事項は、学校長の承認を得て施設長が定める。

附 則

この達は、昭和54年4月4日から施行する。

附 則

この達は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成23年12月27日から施行する。